

「遠く見べくもあらましものを」

澤 瀉 久 孝

是量 恋物 知者 遠可見 有物 (卷十一・二二七二)

「恋物」を旧訓コヒシモノト、略解コヒムモノトシ、古義コヒムモノトゾとしたが、新校にモノゾとしたのがよい。

- (1) 如是許 将恋物衣常 不念者 妹之手本乎 不纏夜裳有寸 (十一・二五四七)
如是許 物恋物其跡 知者 其夜者由多爾 有益物乎 (十二・二八六七)

の例があるからである。

次に「遠可見」旧訓ヨソニミルベク、略解トホクミルベク、古義トホクミツベク、定本トホニミルベクとしたが、現在の諸注多く略解に従つてゐる。上一段の「見る」が「べし」につゞく場合、終止につゞかず「早來可見」(十・二二八七) となること、「遊吉追都見倍之」(十七・三九五二)の仮名書例によつて、既に諸注に認められてゐるところであるから、古義のミツベシとした事は一応認められるやうであるが、ここに「つ」の助動詞は必要と思はれない。そこで再びミルベクの訓が行はれたと考へられるのであるが、これだけを例外と見るのはどうであらう。やはりミベクと訓むべきではなからうか。さうだとすればトホクモミベクかトホクミベクモかどちらかにすべきであるが、「玉障清 可見裳 照月夜鴨」(七・一〇八二)の例によりミベクモと訓むべきではなからうか。

次に「有物」を嘉暦本アルベキモノヲ、金沢文庫本、紀州本その他アリケルモノヲとして現在の諸注それに従つてゐる。たゞ童蒙抄にアラマシモノヲとし、井上氏新考同訓により、「マセバといひてアリケルモノヲといは

むは語法上許されざる事なり」と云つたが、
可久婆可里カクバカリ 古非牟等可彌丘コヒムトカネチ の良末世婆シラマセバ 伊毛乎婆美受曾イモラバミズゾ 安流倍久安里家留アルベクアリケル (十五・三七三九)

の作があり、上に「知らませば」といひ、下に「あるべくありける」といふ実例があるから旧訓も認められるやうに思はれる。しかもその作は今の作によつたものと思はれるので、その作者はこの作をアリケルモノヲと訓んでゐたとも考へる事が出来るのである。しかしそれは天平八年以後の作であり、卷三の人麻呂の作

荒たへの藤江の浦にすぎ釣る白水郎跡香将見旅ゆく吾を (三・二五二)

が

白たへの藤江の浦にいざりする安麻本也見良武旅ゆく吾を (十五・三六四七)

とかへられ、

天離る夷之長道従恋ひ来れば明石の門より大和島見ゆ (三・二五五)

が

天離る比奈乃奈我道乎恋ひ来れば明石の門より家のあたり見ゆ (十五・三六〇八)

とかへられたのにも似た関係にあるので、後者を以つて前者の訓を定める事は出来ないものであり、むしろ今の場合は最初に引用した、(1)と上の句を同じくする類歌(2)の結句「あらましものを」による方が適切な例とすべきではあるまいか。表記法としても、この一連の中にある「死物」(二三七七)と同じく「不相」(二三九三、二五〇五)も似てをり、マシとヲとを訓添へるべきが穏かだと考へる。アラマシモノヲの訓は注釈書としては童蒙抄がはじめであるが、既に柿本集(下)に

かくばかり恋しきものを知らせばやよそに見ゆべくあらましものを

とあつて、アラマシモノヲの古訓があつた事が知られるのであり、今はその古訓によるべきものだと思ふのである。しかもこの歌が拾遺集には「ありけるものを」として採られてをり、さうした誤訓が古写本の訓ともなつたので、さうした誤訓の一例と思はれるのである。